

## 京都BCPの推進に係る京都府と各経済団体との連携について (申し合わせ)

### 1 趣旨

大規模災害発生時において、企業が、被害を最小限にとどめ、事業を継続することができる体制を整備し、もって京都全体の活力を維持・向上させるため、京都府と各経済団体間で情報共有を図るとともに、府災害対策本部に設置する企業情報窓口の円滑な運営を図る。

### 2 当事者

「経済団体」とは次のとおりとする。

- 京都府商工会議所連合会
- 京都府商工会連合会
- 京都経済同友会
- 京都工業会
- 京都府中小企業団体中央会

### 3 申し合わせの概要

#### (1) 大規模災害発生時における情報共有

- ・各経済団体は、大規模災害発生時において京都府災害対策本部にリエゾン（情報連絡員）を派遣し、被災状況や災害対応状況等について情報収集することができる。
- ・各経済団体は、企業の被災状況について京都府災害対策本部に情報提供することができる。
- ・京都府は、被災状況や災害対応状況等について各経済団体のリエゾンに情報提供する。

#### (2) 京都府災害対策本部企業情報窓口の運営協力

- ・京都府は、災害対策本部に設置した企業情報窓口を運営する。
- ・各経済団体は、災害対策本部企業情報窓口の運営に協力する。

#### 【参考】 京都府地域防災計画

##### ◆一般対策計画編

##### 第3編 災害応急対策計画

##### 第1章 災害対策本部等運用計画

##### 第1.1節 企業等の事業継続に係る情報提供・収集窓口

##### ◆震災対策計画編

##### 第3編 災害応急対策計画

##### 第1章 災害応急対策の活動体制

##### 第5節 企業等の事業継続に係る情報提供・収集窓口

企業等の事業継続に係る情報提供・収集が必要であるときは、災害対策本部にそのための窓口を設置する。

